

人の運送をする不定期航路事業に係わる
運航基準

2023年 3月 30日

昭和日タンマリンサービス株式会社

名 称 人の運送をする不定期航路事業に係わる 運航基準		コード No. S 4 9 m－1 0 1							
制 定 2 0 1 2 年 4 月 1 日		改 正 2 0 2 0 年 9 月 1 4 日 2 0 2 3 年 3 月 3 0 日 年 月 日							
		改 正 年 月 日 年 月 日 年 月 日							
目 次									
第 1 章 総 則 (1 ～ 2)									
第 2 章 運航の可否判断 (3 ～ 5)									
第 3 章 船舶の航行 (6 ～ 1 2)									
第 1 章 総 則									
1. 目 的		(注)通船対象旅客は、主にENEOS(株)水島製油所B工場における荷役船舶に係わるサーベイヤー、船員等である。							
この基準は、別に定める「人の運送をする不定期航路事業安全管理規程」に基づき、水島港内における通船業務に係わる小型船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。		(注)うしお 2 号については、海上運送法の適用を受けて人の運送を行う船舶ではない。							
2. 適用範囲									
この基準は、人の運送をする不定期航路事業の対象船舶である、「おりおん」(4.8 トン)、「シリウス」(4.6 トン)および「うしお 2 号」(4.4 トン) を使用して行う水島港内における通船業務に適用する。									
第 2 章 運航の可否判断									
3. 発航の可否判断		(注)風速は、内航代理店事務所の風速計データを用い、波高、視程は、船長の目視による。							
3.1 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、水島港の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。									
<table><tr><td>風 速</td><td>波 高</td><td>視 程</td></tr><tr><td>1 2 m／秒以上</td><td>1 . 0 m以上</td><td>3 0 0 m以下</td></tr></table>		風 速	波 高	視 程	1 2 m／秒以上	1 . 0 m以上	3 0 0 m以下		
風 速	波 高	視 程							
1 2 m／秒以上	1 . 0 m以上	3 0 0 m以下							
3.2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。									
<table><tr><td>風 速</td><td>波 高</td></tr><tr><td>1 2 m／秒以上</td><td>1 . 0 m以上</td></tr></table>		風 速	波 高	1 2 m／秒以上	1 . 0 m以上				
風 速	波 高								
1 2 m／秒以上	1 . 0 m以上								
3.3 船長は、前 2 項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。									
4. 基準航行の可否判断									
船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が 3 0 0 m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。									
主 管 課 : 業務部現業課									

5. 運航の可否判断等の記録

運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航日誌に記録するものとする。

又、運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。

第3章 船舶の航行

6. 運航基準図等

運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

尚、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

6.1 標準航路

6.2 地形、水深、潮流等から、特に留意すべき箇所

6.3 その他航行の安全を確保するために必要な事項

7. 標準航路

標準経路は、付図(運航基準図)に記載のとおりとする。

8. 速力基準等

8.1 速力基準は、次のとおりとする。

船名：おりおん、シリウス

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	1.0 ノット	400 回転
微 速	3.0 "	600 "
半 速	5.0 "	1,200 "
港内速度	7.0 "	2,000 "
航海速力	9.0 "	2,600 "

船名：うしお2号

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	2.0 ノット	630 回転
微 速	3.0 "	950 "
半 速	4.0 "	1,260 "
港内速度	7.0 "	2,140 "
航海速力	8.0 "	2,520 "

8.2 船長は、速力基準表を船内に表示するものとする。

9. 特定航法

港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等に規定される航法及び官庁の指示に従う他、特に下記項目に留意すること。

9.1 外部の状況に応じ、舵のみにとらわれず、適宜減速すること。

9.2 状況判断が困難な場合には、他船の航路を外し、停止すること。

9.3 見通しの悪い場所では、減速する他、左舷相対に通過する原則に立ち、障害物等からの距離を十分とること。

9.4 航路を横切るときには、できうる限り航路を直角に横切るものとし、航路筋航行中の船舶の航行に支障を与えないようにする。

(注)「運航基準図」は、本基準の末尾に、付図として添付。

10. 連絡方法

船長と運航管理者又は運航管理補助者との通常連絡及び緊急連絡は次による。

	連 絡 先	連 絡 方 法
通常の場合	現業課事務所 (トランシーバーを持つ現場の運航管理 補助者を經由。運航管理補助者か ら運航管理者には構内電話等によ る。)	簡易無線(トランシーバー) (467～467.4MHz)
緊急の場合	同 上	同 上

11. 機器点検

船長は着岸又は目的船への接舷前の安全な海域において、都度、機関の後進、
舵等の点検を実施する。

12. 記録

船長及び運航管理者は、標準航路の変更に関して協議を行った場合は、その
内容を運航日誌に記録するものとする。

以 上

運航基準図

1. 水島港内通船標準航路：乗下船地(ENEOS㈱水島製油所B工場荷役棧橋) ⇄ 通船先(錨泊地の錨泊中船舶)
 《注1》対象錨泊地は、図中破線で囲った次の5ヶ所、乗下船地は図中下線部の2ヶ所
 ①ENEOS B工場南側海域 ②JFE東側海域 ③JFE南側海域錨泊地 ④玉島人工島南側海域錨泊地
 《注2》乗下船地を港奥の公共岸壁とする場合もある。

2. 特に注意すべき事項 ①大型船との入出港行き違い及びタグボートの走波による動揺
 ②公共岸壁及び各企業棧橋への着離れ船による航路の輻輳
 ③航路横断時の航行船との安全距離の確保

